

## 「成果連動型民間委託契約方式推進交付金」に関する Q&A

(令和7年1月17日付け作成)

### 問1. どのような事業分野を想定しているか。

地域や住民に裨益するものであれば、幅広い事業分野が対象となります。地方公共団体の財政や、一部の個人、企業・団体のみに直接の利益が出るだけでなく、より広く住民や地域社会が裨益する成果の達成を目指す事業が想定されます。

### 問2. 公共施設等で行われる事業は対象となるか。

地域や住民の裨益に関連する成果指標が設定されており、かつ、委託費がその成果指標に連動する場合は対象となります。(例：スポーツ施設での介護予防、交流拠点でのソーシャルキャピタル醸成)

### 問3. 地方公共団体の歳入増、歳出減を直接の成果指標とした事業は対象となるか。

委託者である地方公共団体の財政にしか便益が生じない事業は対象外です。(例：公金の債権回収額の増加、寄附金の増加、公共施設等の利用料収入の増加、公共施設等の維持管理コストの削減)

### 問4. アウトプット指標により成果連動支払を行う事業も対象となるか。

原則、成果連動支払は、アウトカム指標に設定することとします。ただし、アウトプットとアウトカムの間に一定の因果関係がある等、合理的な理由が明確である場合はこの限りではありません。

### 問5. 単年度で終了する事業は対象となるか。

適切な成果評価を行う観点から、複数年度にわたる事業を想定しています。ただし、単年度事業であっても、共通のガイドラインに照らして適切な成果指標と評価方法が設定されている場合は、対象となります。なお、単年度事業は先導案件には該当しません(問6参照)。

### 問6. 先導案件とはどのようなものか。

「先導案件」とは、官民連携を通じた社会課題の解決の促進というPFS導入の本来の目的に照らし、その達成に特に関連性が高いと認められる先導的なPFS事業をいいます。(成果連動型民間委託契約方式推進交付金)公募要領に、以下のとおり二つのタイプの要件が示されています。公募要領を確認の上、申請事業が該当するかどうか不明な場合は、事前相談で問合せ願います。

ア 事例の蓄積が進んでいる領域（以下の全てを満たすこと）

- (ア) 事業の活動量を示すアウトプット指標だけでなく、アウトプットがもたらす状況等の変化であるアウトカム指標に連動した成果支払が設定されること
- (イ) 複数年度事業であること
- (ウ) オープンサウンディングやプロポーザル方式による公募又は一般競争入札など、民間のノウハウを広く取り入れる手続きがあること
- (エ) 専門家による助言・監修を受けていること
- (オ) 対照群を設定するなど、厳密な評価を行うこと
- (カ) 行財政効果を含む社会的便益等をデータに基づき推定していること
- (キ) 5000万円以上の事業規模であること

イ 事例の蓄積が今後期待される領域（以下の全てを満たすこと）

- (ア) 事業の活動量を示すアウトプット指標だけでなく、アウトプットがもたらす状況等の変化であるアウトカム指標に連動した成果支払が設定されること
- (イ) 複数年度事業であること
- (ウ) オープンサウンディングやプロポーザル方式による公募又は一般競争入札など、民間のノウハウを広く取り入れる手続きがあること
- (エ) 専門家による助言・監修を受けていること
- (オ) モデル性の高い成果指標を設定していること

問7. 「事例の蓄積が進んでいる領域」「事例の蓄積が今後期待される領域」とはどのようなものか。

医療・健康、介護といったヘルスケア分野については、比較的先例が多く前者に該当することが想定されますが、事業内容によって個別に判断することとなりますので、事前相談をしていただくことを推奨いたします。

問8. 「専門家による助言・監修」とはどのようなことか。

成果指標、評価方法、目標値の設定、社会的便益の推定等に関し、コンサルタント事業者や大学等研究機関の職員等の専門家による第三者的な視点からの助言等を受けることを想定しています。必ずしも第三者評価機関の設置まで求めるものではありません。(問18参照)

問9. 「厳密な評価」とはどのようなものか。

単純な前後比較ではなく、対照群を設けたり、過去のデータからベースラインを推定したりすることが該当します。その他の評価方法については、個別の事業によって、厳密な評価として適切なものと判断される場合があります。

問 10. 「社会的便益等をデータに基づき推定していること」とはどのようなことか。

社会的便益は、一般的には金銭価値で示されるものです。例えば、過去の事例では、将来において発生していたであろう医療費や介護費の減少、逸失所得の削減やそれに伴う税収の増加などが当たります。

問 11. 「モデル性の高い成果指標を設定していること」とはどのようなことか。

成果指標の設定やその評価方法に新規性があり、他の地方公共団体でも導入がしやすい（データが存在する、コストが過大ではない）場合に該当します。

問 12. 令和 8 年度以降に行う予定の P F S 事業で案件形成支援にかかる中間支援部分の交付金を受けることは可能か。

本補助は、令和 7 年度中に契約する P F S 事業かつ先導案件に該当する必要があるため、本要件に該当しないものは交付対象外となります。

問 13. 中間支援部分に関する補助について、中間支援組織の活動としてどのようなものを想定しているのか。

中間支援組織に業務委託等する活動の内容としては、事業関係者との調整や、案件形成、資金調達、成果評価及びこれらに関する助言や第三者評価機関の設置・運営にかかる費用を想定しています。

問 14. 中間支援部分に関する補助額について、上限額 1,000 万円または総事業費の 1 割の低い方との記載があるが、ここで指す「総事業費」とは何か。

P F S 事業の固定支払部分と成果連動支払部分（上限額）の合計額を指します。  
※複数年事業の場合は、複数年の合計額を指します。

問 15. 事業予算の一部について、他の補助金や交付金にも申請する予定であるが、本交付金の対象となるか。

本交付金の交付対象となる経費について、国の他の補助金等を受けている場合は対象となりません。ただし、交付対象外の経費（委託費のうち、成果連動支払分でない固定費など）に対しては、他の補助金等の要綱等で併用が認められる場合は、本交付金の交付を受けることは差し支えありません。併用を検討する補助金等がある場合、あらかじめ所管官庁に併用の可否について確認願います。

問 16. 事業者選定について、公募型プロポーザルを実施する必要があるか。

公募型プロポーザルの実施については必須ではありません。ただし、P F S 事業受託者

は、公平性、透明性を確保して選定することが前提です。そのため、公募を行わない場合は、P F S 事業受託者の選定理由の説明を求め、公平性、透明性の観点から妥当であることを確認の上、採択の可否を検討します。

問 17. 令和 7 年度中に、どこまでの事業進捗が必要か。

P F S 事業受託者を選定、契約し、受託者が P F S 事業に着手（事業開始）している必要があります。ただし、同年度中の支出行為を求めるものではありません。

問 18. 第三者評価機関の設置は必須か。

成果指標の測定や、事業の有効性の評価に関し、客観性や透明性が担保された適切な成果評価を行える体制があれば、必ずしも第三者評価機関を設置する必要はありません。

そのため、第三者評価機関の設置は地方公共団体において検討する必要があります。

問 19. 内閣府が指定する支援事業者による支援はどのようなものか。

交付金申請団体のうち、内閣府が選定した団体に対し、公募時に提出された事業計画書の内容に基づき、P F S に係る必要な相談支援を実施します。具体的には、データ処理の考え方、アンケートを行う場合のアンケート設計や実施方法、結果の分析方法等について助言します。

交付決定を行った団体については、支援事業者からの事業実施状況の把握や事業の総括的評価を行います。

なお、支援事業者は成果評価に資する技術的支援を行うものであり、成果評価結果を審査したり承認したりするものではありません。

問 20. 公募に当たって相談はできるか。

公募期間中は事前相談を実施しています。

その概要は、本交付金の趣旨の説明、P F S 事業の事業目標との関連性及び測定可能性を考慮した適切な成果指標の設定、事業効果の適切な評価に関する計画の策定等を想定しています。

問 21. 複数の地方公共団体が連携して事業を実施する場合、申請主体は各地方公共団体となるのか。

一部事務組合、広域連合による申請のほか、各地方公共団体による申請が可能です。